

## 平成28年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成28年9月9日（金曜日）午前11時15分開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第48号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めること  
について
- 日程第 7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めること  
について
- 日程第 8 議案第45号 平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第46号 平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正  
予算
- 日程第10 議案第47号 平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第11 認定第 1号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第12 認定第 2号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入  
歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳  
入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会  
計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第17 報告第 6号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第18 報告第 7号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について  
(日程第11、認定第1号～日程第16、認定第6号及び  
日程第17、報告第6号及び日程第18、報告第7号)

8件一括)

日程第19 発議第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を  
求める意見書

日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	企画振興課長	川端達也君
まちづくり課長	平田充君	産業課長	八幡雅人君
総務課長	対馬憲仁君	税務財政課長	鹿又明仁君
納税担当課長	中田靖君	環境生活課長	堺昇司君
保健福祉課長	太田洋二君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	建設水道課長	北澤正志君
学務課長	大沼良司君	学務課長補佐	福田一輝君
公民館長	石田順一君	会計管理者	仙福聖一君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次長 長 上部健太君

---

午前11時15分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成28年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番小野哲也君及び6番坂本志郎君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを

許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 皆様、お疲れ様でございます。

本日は、御案内を申し上げましたところ、大雨の中、また通行どめ箇所があるにもかかわらず、議員皆様に御出席を賜りましたこと、誠にありがとうございます。

また、本日10時から、山谷副知事の災害現場視察をいただきましたことから、議長、副議長とともに同行をいたしました。そのために開会時間を御配慮いただきましたこと、感謝を申し上げます。

お許しをいただきましたので、4件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、大雨による土砂災害の発生についてであります。

羅臼町では、8月15日から降り続いた大雨が8月29日現在、総雨量554.5ミリに達し、過去5年間の平均160ミリを大幅に上回っていますが、特に8月21日には1日の総雨量で例年の1ヶ月分に相当する140ミリを記録する異常事態となりました。この間、8月21日には町内10カ所にわたり、住宅裏山で土砂崩れが発生し、そして、8月24日には海岸町地区で16時45分に大規模土砂災害が発生いたしました。この大規模土砂災害につきましては、急傾斜の岩盤上に堆積した土砂が崩落したものであり、前線の停滞や台風11号の通過に伴い、8月15日から断続的に降り続いていた大雨により、記録的な雨量となったことが原因と考えられています。

大規模土砂災害発生の一報を受けて、現地で職員が土砂崩れの状況を確認し、土砂災害警戒本部を設置して警戒に当たりましたが、土砂崩れにより空き家と番屋が押し潰され、近くにいた男性が逃げる際に肩の骨を折る大けがを負い、また、土砂崩れの影響で海岸町以北の266世帯の一部、760人が孤立した状態になりました。さらには、停電や固定電話と携帯電話がともに不通となっている状況を確認しましたことから、18時には災害対策本部に切りかえ、対応に当たるとともに、18時40分には、海岸町と共栄町に避難指示を発令し、合わせて孤立区域の岬町コミュニティーセンターと市街地羅臼小学校にそれぞれ避難所を設け、避難者の受け入れを行ってきました。

また、復旧作業に当たっては、釧路建設管理部と連携をとりながら、釧路開発建設部、根室振興局、中標津警察署、羅臼海上保安所、陸上自衛隊のそれぞれに御協力をいただき、現地本部で情報共有を図りながら、復旧対策に全力を挙げてきましたが、地域住民の皆様には多大な御不便をおかけしましたことを申しわけなく感じているところであり、私自身、防災行政無線により、皆様に対しまして、災害についての報告と協力をお願いをさせていただいたところでもあります。

そのうち、災害発生翌日の25日から、羅臼漁港と知円別漁港の間で定期便の運行を開始、26日には固定電話、27日には電気、携帯電話、28日には共聴テレビがそれぞれ復旧し、29日14時から緊急車両が通行可能となり、30日12時から18時まで、31日以降は5時から18時まで、一般車両の片側交互通行が可能となるなど、工事業者や

関係機関の御支援、御協力により、幸いにして復旧に向けては順調に進んでいるものと認識しています。

この間、災害復旧に向けて、北海道建設管理部の並々ならぬ御努力に対し、心から敬意を表しますとともに、岬町コミュニティーセンターでの町内会の炊き出し、工事業者や地域住民からの車両の提供、漁業協同組合の手動船や観光船協議会の定期便の運行、宿泊施設での関係職員の受け入れなど、さまざまな場面で御協力をいただきました地域住民や関係業者、関係機関の皆様には深く感謝を申し上げます。

また、前段申し上げました、本日10時より山谷副知事に現場視察をいただき、今後の対応について1日も早い復旧をお願いしたところでございます。

なお、復旧工事の進捗状況によっては、一時的な通行どめ等も予想されますので、きめ細かく周知を行いながら、住民の皆様には御理解、御協力をお願いするものであります。

また、今後、災害復旧に要した経費がまとまりましたら、補正予算を編成するため、臨時議会の開催をお願いしたいと考えておりますが、開催ができない場合につきましては、専決処分をさせていただくことの御理解をお願い申し上げます。

2件目は、8月30日発生の松法地区水道管破損による断水の対応についてであります。8月15日から断続的に降り続いた大雨によると思われる松法町地区国道の歩道部分、約25メートルの崩落が8月30日午前12時に発生いたしました。この崩落により、歩道部分に埋設している水道本管が抜け落ち、これにより松法町、知昭町、八木浜町の420世帯が断水となりました。防災無線、防災情報メールで周知を図り、給水車による給水を松法漁港、知昭町ニコット前、春松小学校駐車場で行うとともに、麻布町福祉会館、役場でも給水作業を続けました。水道管復旧は24時間態勢で北海道開発局の協力のもと作業を進めた結果、31日早朝午前3時に仮復旧を終え、給水できたところであります。この間、町民の皆様には大変御不便をおかけいたしました。今後は、早期の歩道復旧を強く要請するとともに、水道本管の本復旧に向け、対応をまいります。

3件目は、地下資源掘削調査についてであります。現在、町内で利活用している温泉水等を安定的に供給することを目的として、昨年、オリックス株式会社と協定書を締結し、電磁波探査による地表調査を実施し、その結果、有望な熱水が賦存している可能性が高いことが判明しました。このことから、より詳細な地下資源を調査するために、本年10月中旬から来年2月までの期間で掘削作業を実施する予定であります。

また、掘削作業により有望な熱水が確認できた場合は、温泉水等の安定供給のみならず、地熱発電事業を初めとした熱水利用事業についても、羅臼町地下資源活用に関する地域協議会を通じて地域住民や関係機関、事業者等の理解をいただきながら進めていくこととなりますので、御報告をさせていただきます。

4件目は、鮮魚取扱高についてであります。お手元に配付させていただきました日報は、今年度9月7日付のものであります。取り扱い合計で見ますと、前年同期と比べ、1億2,600万円ほどの減となっております。この主な要因は、今年度の秋サケ定置漁の

上川の網入れが、8月の連続大雨により、主要な川の水位が上昇するなどし、新魚捕獲のためのうらいが設置できないため、5日ほどおくらせる措置をとっております。このことにより、前年同期と比べ、秋サケのみの小計で1億5,700万円の減となっております。これからいよいよ秋の最盛期を迎えますけれども、自然災害もなく、安全に操業され、大漁に恵まれますことを願っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

3番高島君。

○3番（高島譲二君） 質問に入る前に、まずは先月の台風、大雨、土砂災害によって被害を受けられた方々、また被災された地域の住民の方々には心からお見舞いを申し上げます。このたびの災害においてけが人が一人出ましたが、犠牲者がいなかったことは本当に幸いだったと思います。

8月17日の台風7号から災害対策本部を設置し、8月21日の台風11号、8月23日の台風9号と立て続けに台風に見舞われ、この間、各所で大雨による土砂崩れや河川の増水、8月24日には大規模な土砂災害が発生し、8月30日に災害対策本部を閉じるまでの間、休む暇なく一生懸命頑張っていたいただいた町長、副町長初め、町職員の方々には精神的にも肉体的にも疲労の中、本当によくやっていたいただいたと私は評価いたします。

また、消防、警察、北海道や関係省庁の方々、さらには災害の対応に御協力いただいた漁業協同組合、観光船の方々、石油関係の方々、避難所で炊き出しをやっていただいた岬町の女性有志の方々には、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、今なお、災害復旧作業が続いております。本日は、雨により中断となっておりますが、例年台風の時節はまだまだこれからが本番であり、本日も大雨の予報であります。現在、災害現場は通行どめとなっております。再度、同じような災害がほかの場所でも発生しないよう祈るばかりです。そのためにも、できるだけ早く防災対策、対応を考えるべきだと思い、質問いたします。

また、今後の我が町の防災対策をさらに高めるためにも通告しております防災についての対策、対応の再検証について質問をしたいと思います。

先ほど、町長からの海岸町に発生した土砂災害について御報告がありましたことについてが今回の私の質問の要旨であります。重複することをお許し願いたいと思いますが、先月、8月24日午後4時45分ごろ、海岸町14の1、南へき地保健福祉会館跡地の裏山から発生した土砂災害により、岬町、相泊方面に向かう1本しかない幹線道路が、約50メートルから70メートルの区間、高さが約2メートルから3メートルの土砂で埋まり、

海岸町コミュニティーセンター、旧飛仁帯小学校跡地から北の海岸町の約半分と岬町、さらには、現在、昆布漁の時期でもあり、岬町以北にある昆布番屋地域を含め分断され、孤立状態となりました。同時に、電柱が倒壊し、電気、携帯電話を含む通信設備、テレビの幹線ケーブルも切断され、通信不能、テレビも使用できず、孤立地域の情報が途絶えてしまいました。したがって、災害現場以北の地域の住民は、災害の状況や情報は、町からの防災無線だけが頼りとなります。

また、我が町は、世界自然遺産知床の地であり、多数の観光客の方々及び仕事関係の方々を訪れております。その方々がこのたびの土砂災害により、孤立地域に取り残されました。この取り残された観光客などの方々には住民よりも情報、状況が伝わりにくい状況に置かれております。この方々に対し、どのような対応をすべきかも課題ありと考えます。

私は、このたびの災害から、町民の安全・安心のために、また観光や仕事で訪れた方々の安全・安心についても、さらなる対策、対応について、再度検証が必要ではないかと考えます。

そこで、土砂災害発生の原因と発生後の経過について、災害発生地域住民の安全確認について、災害発生地域以北、つまり孤立地域への情報伝達と対策、対応について、避難場所での避難者への対策、対応について、今後の防災対策と対応の課題についてお聞きし、1回目の質問といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 高島議員から防災対策、対応の再検証について、1件5点の質問をいただきました。

まず、1点目は、土砂災害発生の原因と発生後の経過についてであります。

このたび、大雨による大規模土砂災害の発生につきましては、行政報告で御報告させていただきましたので、答弁内容が重複する箇所がありますが、御理解をいただきたいと思っております。

土砂災害発生の原因につきましては、前線の停滞や台風11号の通過に伴い、8月15日から断続的に降り続いた大雨により、記録的な雨量となったことから、急傾斜の岩盤上に堆積した土砂が崩落したものと考えられています。

発生後の経過につきましては、24日16時45分に大規模土砂災害の一報を受けて、現地で職員が土砂崩れの状況を確認し、土砂災害警戒本部を設置して警戒に当たりました。現場は、空き家と番屋を飲み込み、海岸に達し、道道の通行どめで崩落箇所から北側が孤立状態となりました。また、男性が肩の骨を折る大けがを負い、救急搬送されました。さらに、停電や通信も不通になっている状況を確認したことから、18時には災害対策本部に切りかえ、対応に当たるとともに、18時40分には海岸町及び共栄町に避難指示を発令すると同時に、岬町コミュニティーセンター並びに羅臼小学校に避難所を開設し、避難者の受け入れを行いました。

災害発生翌日の25日から、羅臼漁港と知円別漁港間で観光船による定期便の運行を開始、26日には固定電話、27日には電気、携帯電話、28日には共聴テレビがそれぞれ復旧し、29日14時から道道を緊急車両が、30日12時から是一般車両の時間規制での片側交互通行が可能になるなど、工事業者や関係機関の御尽力により復旧に向けては順調に推移しているものと認識しています。

続きまして、2点目は、災害地域住民の安全確認についてであります。

災害地域住民の安全確認につきましては、24日18時40分に海岸町及び共栄町に避難指示を発令しました。避難指示の発令は、土砂災害が発生した場合など、被害の危険が切迫したときに発せられるものであり、避難勧告よりも拘束力が強く、そのとき住民にとっていただきたい行動は、発令された対象地域でまだ避難していない方は直ちに避難行動に移るとともに、その行動に移る時間的余裕がない場合は、命を守る最低限の行動をお願いするものであります。

このことから、災害地域住民につきましては、対象地域外に出ていただくことが基本となりますので、災害発生場所から北側は岬町コミュニティーセンター、南側は羅臼小学校にそれぞれ避難場所を開設し、対応してまいりましたが、現実には対象地域内に残られている方がいる可能性もあることから、避難指示を発令された状況を十分理解していただき、対象地域外に出ていただくために防災行政無線を活用し、周知広報を行ってきたところであります。

続きまして、3点目は、災害地域以北孤立地域への情報伝達と対策、対応についてであります。

災害地域以北への情報伝達と対策、対応につきましては、大規模土砂災害により停電し、固定電話及び携帯電話の通信も不通となっていたことから、防災行政無線が唯一の情報伝達手段となりましたので、災害発生直後から防災災害に伴う土砂災害に伴う通行どめの状況を初め、海岸町及び共栄町地区への避難指示発令、臨時休校、定期便の運行、電気、通信手段及び共聴テレビの復旧状況、道道の開通に向けた動きなど、情報を放送したことに加えて、羅臼消防署第4分団に配備している積載車での広報活動も行いました。

また、電気や通信手段が復旧してからは、エリアメールや登録制メールの活用、そして、岬町コミュニティーセンターでは、パソコンとプリンターを投入して、臨時の広報誌となる災害情報だよりを全15号発行しながら、模造紙を活用した手書きの情報掲示板も設置するなど、可能な限りのあらゆる手段により、その時々に必要な情報をきめ細かくお伝えしてまいりました。

続きまして、4点目は、避難場所での避難者の対策と対応についてであります。

避難所での避難者への対応につきましては、24日18時40分の海岸町及び共栄町への避難指示発令と同時に、災害発生現場の北側には岬町コミュニティーセンター、南側には羅臼小学校、それぞれ避難所を開設し、24日に岬町コミュニティーセンターで69人、羅臼小学校で5人を受け入れて以降、29日までの6日間で延べ177人となりました。

た。

岬町コミュニティーセンターには、保健師一人を含めた職員6人と消防署員3人の合計10人、羅臼小学校には教育委員会の職員2名を交替で派遣し、24時間態勢で避難所の運営、支援物資の提供や情報提供などを行いました。特に、岬町コミュニティーセンターにおいては、居合わせた各業者や地域の皆さんの御協力をいただきながら避難所を開設し、衛星携帯電話を活用して災害対策本部との間で情報共有を図るとともに、臨時の広報誌、災害情報だよりの発行や手書きの情報掲示板の設置などにより、その時々情報をきめ細かく伝えることに配慮しながら、在宅酸素利用者や要介護者などの見守りや被災者の救護に当たりました。

また、数日後からは、地域の皆さんの御厚意により炊き出しで食事の提供が行われるなど、避難所の運営に当たって、皆さんからいただきました御支援と御協力に感謝と敬意を表するものであります。

最後に、5点目は、今後の防災対策と対応の課題についてであります。

今後の防災対策と対応の課題につきましては、防災対策は、羅臼町地域防災計画を基本とし、自助、共助及び公助、それぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに北海道防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施することができるよう、日ごろから防災訓練等の実施を図ってまいります。

職員につきましては、災害発生時の初動期の対応からその後、災害対策本部の機能及び組織の運営が十分に発揮できる体制をとり、本格的な応急活動態勢に入るための行動シーンとして、羅臼町災害時職員初動マニュアル、町職員としての心構えを定めており、このたび発生しました大規模土砂災害につきましても、当該マニュアルに沿って対応したところでございます。

また、まち全体の防災対策につきましては、御承知のとおり、山と海に囲まれた狭隘な地形でありますので、治山事業を初め、災害に強い道路づくりに向けて、関係機関と十分連携しながら対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 行政報告とともに、町長、詳しく報告されておりました、非常に私としてはわかりやすかったなと思います。

私は、孤立地域の住民ですので、現場の北側から土砂災害の様子を見ておりました。発生原因と発生経過については、先ほど町長の御報告で詳しく述べられましたので、私のほうから申し上げることは何もないのですが、ただこの現場が過去にもこの付近で崩れたことがあるのかどうかということをちょっとお聞きをしたいなと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 過去にといいますか、二日前、隣のところで小規模なといいますが、今の現場よりも小規模な崩落が起きております。ちょうど大和山の道場のあるとこ

ろ、そこにつきましては、道場までにちょっと角のほうを覆い被さるような土砂災害が発生いたしておりました。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 過去には、この近辺で土砂崩れはなかったのですか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） あったかないか、記憶定かでございませぬけれども、羅臼町のこの急傾斜地ほとんどが治山事業、見たとおり、雪崩防止柵も含めて入っております。これまでも少なからずいろいろな土砂崩れ、あるいは水が出ているというようなことで、これまでああいう事業がほとんどの山に入っているということでもあります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） わかりました。

急な場所がすごく多いということは、私も認識しておりまして、本当にこれ、地震と、今回、大雨で土砂崩れが起きたのですけれども、地震があつたら今度、岩山のほうですね、それがすごく心配であるのですけれども、東日本大震災が5年前に起きまして、そのときに羅臼町防災ハザードマップがつくられました。これ、4年前なのですけれども、今回、土砂崩れが起きた場所が、ちょうど4年前の避難場所の裏山から起きているのですよね。ですから、この防災ハザードマップに掲載されております海岸町南へき地保健福祉館、今は建物は壊されてなくなっておりますけれども、ここの場所が避難場所に指定されておるということが、この防災ハザードマップの信頼性がちょっとどうなのかなということが、私はちょっと疑問があります。

また、さらに29番の栄町町内会館は、土石流危険渓流の中に入っているのですよね。これもちょっと私は、改めて土砂崩れで確認したところ、ちょっとおかしいのではないのかなというふうに思うのですけれども、防災ハザードマップ、せっかくなのでから、また再度、裏山が大丈夫かどうかという点検、あるいは確認をやっぱりやる必要があるのだろうというふうに思いますが、それについてどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問、私どももそのとおりというふうに認識をしております。したがって、今回もいち早く、海岸町の会館を一度は避難場所ということと考えたところでございますけれども、今、議員おっしゃったとおり、そこが適当であるかどうかという対策本部で即、判断をしまして、そこを閉鎖し、岬町のコミュニティーセンターに切りかえたということでもありますから、今後、全ての避難場所、こういう災害のときには適している、適さないということを改めて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ぜひ早目に検討を、見直し、検討というか、確認してもらって、裏山どうか、大丈夫かどうかというのを確認、なかなか難しい問題ではあると思うのですが、それを住民の方々、みんな各家に配られておりますから、これをもし訂正する箇所があるのであれば、訂正したということを広報か何かでやっていただきたいなというふうに思います。

現場の発生場所なのですけれども、現在、雨で工事も中止になっていますし、道路も通行どめの状態なのですが、今回の台風崩れの大雨次第での判断だとは思いますが、全面開通となるのは1カ月以内に開通するのかなのか、もしめどが立っているのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 先般来、各常任委員会の前段で、挨拶の中でお話をさせていただきましたけれども、現在、治山事業の応急工事として、現在、水切り作業、そして、土のうの設置、そして、仮設の防護柵を現場に設置をすると、その状況を確認した結果、全面通行可能だというふうに現場に聞いておりますので、その作業を既にもう入っておりますが、きょうもこれだけの降雨量でございまして、現場はストップしている状況でございます。先ほど、町長からの行政報告にもありましたとおり、山谷副知事もこの状況を確認をしておいでしておりますので、できるだけ早い復旧をという現場でお願いもさせていただきましたので、この天気がよくなれば、順調に工事が進むものというふうに思っておりますので、ここで10日あれば開通、20日あれば開通ということはなかなか申し上げにくいところでございますが、この辺もしっかりと建設管理部、あるいは振興局の治山係と情報共有しながら住民には周知をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 我が町の基幹産業であります定置漁業もいよいよ始まりましたので、漁師の方から今の時間帯だと通行に大変不便だということで、いづごろ開通の予定かというふうに私もいろいろ聞かれるのですけれども、めどは今のところ立っていないということであれば、もし可能であれば、通行の時間の幅をもうちょっと朝、例えば5時ではなくて4時にならないかとか、そういうこともお願いできないかと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま、申し上げましたとおり、まず通行時間の延長、あるいは全面開通といいますのは、その防護柵の設置を見てということ現場からも言われておりますので、この仮設防護柵の一日も早い設置を私どももお願いをしているところでございます。本来であれば、天気がよければ、現場としては今週いっぱいという作業の工程をつくっていたようでございます。これがなかなか適わないということでもありますので、恐らく来週に持ち越されるものというふうに思っていますから、この辺につきまして

は、きょうも漁師の皆さんからもお話をたくさんいただいております。もう浜は動いておりますので、この辺は漁業協同組合にも協力を願って、今朝も対応をしているところがございますので、できるだけきめ細かな情報を出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ちょっと余談といえますか、9月25日に吉幾三さんが講演でしようか、ショーがあるのですけれども、それをぜひ見たいという人たちもいるものから、例えばその辺、何とか1日でも便宜図れないかなというふうなお願いも含めて、状況をですね、細かくお知らせいただきたいというふうに地域住民としてはそういうふうに願っておりますので、よろしく願いいたします。

災害地域の住民の安全確認ですけれども、避難勧告、避難指示をちょっと今、町長の報告を聞くと、崩れたのが4時45分ですから、それから避難指示が6時40分だとちょっと間が空いたなというふうな印象を今、持ったのですね。もうちょっと早く避難指示できなかったのかなということも、今後ですけれども、そういうことも状況を的確につかんでやっていただきたいなと、今回ほかに崩れなかったから幸いというふうなこともありますけれども、そういうことが一つ、今、思いました。

それと、土砂災害の現場を見ておりました。本当にすさまじい勢いで土砂崩れが1分間隔で何回も崩れてくるのですね。本当に怖ろしい感じだったのですけれども、聞いたところ、土砂崩れは夜の10時ごろまで続いたそうですから、本当にすごい状況だったなというふうに思います。もし現場に人なんかいたらひとたまりもなかったと思いますし、救助はまず不可能だったと思います。

そんな中、羅臼駐在所の署長さんがいらっしゃいまして、単独で崩れている現場近くの安否確認に行きました。私は、警察署長で仕事とはいえ、やっぱり独行というのはちょっと危険だと思いました。一方で、でも間がなければ、安否確認の早さも勝負になりますから、それは今後、もしどうしても周りに人がいない場合にはしようがないのですけれども、こういう現場の安否確認をするといった場合には、例えば地元消防団の協力をいただくとか、あと日ごろ消防署とかの連携を図って、やっぱり複数で安否確認に行く必要があるのではないかとこのように思いますが、それを役場の権限からちょっと外れるのかもしれないけれども、日ごろ、例えば防災訓練とかそういうときに、警察、あるいは消防の方々、地元消防団の人たちの協力を、連携をとっておく必要があるのではないかとこのように思うのですが、それについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） その現場の安否確認の件でございます。

庁舎内で対策本部設置間もなく、関係機関のリエゾン、情報連絡員が全て集まっていたきました。その中に中標津警察署含めて数名の警察官も詰めてこられました。その中に

あって、警察による今の安否確認が既に始まっておりまして。これは、あの周辺の住民、これは私どもも十分、どこのうちがどこにあってというのは確認をしておりますので、その方々に全部、警察含めて電話連絡したと。それから、あの周辺にうちの教員住宅もありますから、その先生方の確認、教育委員会を通してしたと、そういうことは全て一昼夜かかって警察でも安否確認をしたと。ここの署長についても、避難指示出ているので、その確認をもって、皆さんに危険ですよというようなことも自らしていただいたということで、私たちも大変ありがたく思っております。

もちろん、消防署も分団の消防車もありますから、啓発も行っていただいたということで、この安否確認については、警察とともに対策本部も動いていたということをお知らせをしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 今後、やっぱり確実にそれを実行してもらうには、やっぱり単独で、幾ら警察の人とはいえ、黙って一人で行かせるということがやっぱりいかに危険かというのは、皆さんも多分想像つくと思うのですけれども、その辺をぜひ、何でしょうか、注意というわけにはいかないのですけれども、確立できたらいいなというふうに私は思います。その辺を警察の関係の方々と消防の方々とか、我々地元の、本当は町内でもそういう自主防衛のことを関心を持って、そういうふうなことを、私も機会があればお話ししたいと思うのですけれども、そういうことを進めていかないと、二次災害ということも考えられますので、そういうことがあってはならないというふうに私は思いますので、ぜひその辺を、細かいことかもしれませんが、注意していただきたいなと思います。

孤立地域への対応ですけれども、私は、避難場所への役場職員の派遣はすごく早かったと思います。たしか、先ほど町長も報告されていましたが、思ったよりすごく早いなというふうに感じました。おかげさまで私が崩れている最中も戻ってコミセンに行ったときには、もう建設会社の人たちが5人待っていました。それで、そのあとすぐにもう職員がごそと来たような印象がありますし、続々と避難者が岬町コミュニティーセンターに集まってきたような状態でした。避難所では当然電気がなく、役場職員が発電機を3台持ってきて、投光器のおかげで、電気が明るいというだけで本当に安心感があるのです。だから、本当にそういうことで、私は安心感が少しありました。

そこで、今、岬町の避難所に避難してきた人の人数が69人というふうに言われたのですけれども、その内訳、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 大変申しわけございません。その内訳、ここに資料持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただければというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 私の記憶では、地元の人たちが避難してきたのは、4組10人以

上だったのです。あとは、全部観光客の方々、あと仕事関係の方々が大半占めていまして、問題は、観光客の方々がやっぱり一番、当初、職員も御存じだと思いますけれども、いろいろ聞かれたのだと思うのですよね。通信としては、岬町コミュニティーセンターではなくて、避難所に指定されています上に衛生電話が1基常備しておりまして、それを岬町コミュニティーセンターにたしか下ろしたのです。あと、消防署が1基持ってきておりましたので、どちらも連絡用に本当に頻繁に使っていて、もちろん観光客の方々に使わられるという余裕は全くなかったのだと思いますが、観光客の方々、それから仕事で来た人たちは、連絡をとりたがっていたというのは、初日に来ていた職員の方々がみんな知っていると思うのですけれども、いかんせんそれができなかったということでありまして、そのときに海が結構なぎていたのですよね。

実は、地元の漁師、定置のほうなのですけれども、観光客を、羅臼のほうにどうせ行くから搬送するのだったら乗せていってもいいような申し出があったのですよね。そのときに、観光客の方々、それから仕事の方々はやっぱり連絡をとりたいということで、早く、今後ですけれども、なるべくもっとさらに安全な場所にやっぱり移動してもらうのが地域としては一番いいのかなというふうには私は思います。ですから、それは漁船ということで、なかなか難しい問題はあるかもしれません。しかし、その船は遊漁船の許可ももらっておる船で人を乗せられるということもありますので、そういうことを今後のやっぱり課題として、我が町で、そういう緊急の場合には、観光船、次の日、出ましたけれども、それから漁船でもその遊漁の許可を持っている船が何杯かあるはずですよ。それと、そういう人たちを、船を使えるということは我が町の強みなのですよね。むかしから、道路が発達しないときも、全部漁船でも、根室とか標津からここまで物資を運んでやってきましたから、そういう船を活用するような、もうちょっと普段から何かあったときに協力してちょうだいよというような仕組みをやっぱりつくっておくべきではないかなというふうには私は思いました。

もちろん、そのときには観光客もそうですけれども、羅臼から子どもたちが戻ってこれない、家族が戻ってこれないから何とかしてもらえないかというふうな相談も同時にそのときにはありました。だけれども、漁船の関係で人を乗せてはだめだという、何か話がありましたので、それはやめてしまったみたいなのですけれども、その辺を日ごろ何かあったら、もちろん安全の確認は必要ですけれども、その船のネットワークをちゃんとつくっておけば、より。

この前もある定置の関係の人に、もし可能だったら遊漁船の免許とっておいてくれというふうにもお願いもしましたし、それは何かあったときのことで無理にとはいませんが、よろしくお願ひしますとは言ったのですけれども、そういうネットワーク、あるいは連携も必要かなというふうには私は思いましたので、ぜひそういうことをやっていただきたいなと思うのですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの御質問でございますけれども、漁船、確かに衛星電話を通じてそういう状況であるというような状況の報告はございました。それを受けて、私のほうでお断りしてくれというふうに、はっきりお答えをさせていただきました。

その理由の一つとしては、一つは漁船、または、その時点で遊漁船であったり、人を乗せていいというような確認もとれておりませんでした。それと、その時間帯というのは夜間でありました。夜間、定置船、コピーという周りの低い船に、一般の方々を乗せて、あの雨の中、航行するということについて、非常に私は危険を感じておりましたし、実を言いますと、私の漁場の船もそういう定員をとってはおりますけれども、実は定員をとっただけでは、人を乗せれるという状況にはありません。当然、講習を受けたしっかりした船長、船員がいるという前提の中でなければ、しっかりした対応ができないというふうに感じておりますので、当然、許可もいただけないという状況にありますので、そういった中で私はそういった対応をさせていただきましたし、そのために避難所というものをしっかり設けさせていただいて、その中で、その日起きてすぐのときでしたから、その日はしっかりそこで安全を確保してそこで過ごしていただく中で、ちゃんとした対応をして、そういった人の行き来というものを考えて対応をしたということでありまして、次の日、観光船をお願いをして、しっかり人を運搬をするという対応をさせていただいたわけでありませぬ。

ですから、当然、町民の皆さんの、また漁民の皆さんのそういったお心には非常に感謝をしておりますけれども、何せ町民の安全を確保するというような、あの状況の中ではそれができないという判断をさせていただいたところでありませぬ。御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。

当日は、すごくなぎていた。そして、雨も降っていません。それで、当然、町長も御存じだと思いますけれども、デッキで人を乗せるのではなく、船室もありますし、船室がダブルである船もありますので、しかも、夜間は定置の人たちは得意で走っていますよね。どこでも、羅臼の海が本当にわかって、そういう海難事故がほとんど最近はないというような状況ですから、もっと私は、ベテランの漁師さんたちですから、信頼はしてもいいのではないかなというふうに私は思いますけれども、そういう今、町長がおっしゃったような安全第一だということであれば、そういうことも理解できます。

今後なのですけれども、もちろんその許可をもらっているからいいということではありませぬけれども、もちろんライフジャケットも当然完備しているというふうにその船頭は言っていましたので、安全に関しては、もうちょっと信頼してあげてもいいかなということと、あとは普段、こういうときに、いざというときに観光船は使えない、それから、遊漁船も使えないとかということになれば、誰かの手を借りることも一つはやっぱり方法だろうし、あとは、次の日は波がありましたけれども、その災害が起きた当日よりは波は高

かったのですけれども、町長の災害対策本部のほうで、たしか、沖の巡視船に漁協の羅臼丸が来て、それを半分、その巡視船に乗せて、半分は羅臼丸で行った、私もそれに同乗させていただいたのですけれども、それで羅臼のほうに無事送り届けられたということがありますので、結果的にはよかったと思います。

しかし、次の日もしけ、その次の日もしけといったときに、その避難所で、例えば、1日で今回終わりましたけれども、日を重ねるごとに多分いろいろな不安が出てくると思うのですよね。そういうこともやっぱり頭に入れておかなければならない。安全に航行できるということが確信できれば、なるべく早く、私はより安全な場所に移動することも一つの方法だというふうに思います。ですから、漁船イコール危険だということは、私は普段、漁をする人たちはやっぱり一番気にしていることだし、漁師はもちろんそうですけれども、搬送するときに、デッキでうろちょろされるということがなければ、船室に入っている分には、私はそれほど危険はないかなというふうに思っております。これから船のほうの連携がとれるような感じで、しかも安全対策について、今よりもちゃんとやってほしいということを、僕は素人ですけれども、町長のほうが断然詳しいと思いますので、漁というか、漁船のことについてはね、そういうことをぜひ確立していただきたいなど。巡視船は知円別の港入ってこれませんから、そこまで、例えば急病人が出たとしても、私は漁船でやらなきゃならないですよね。ですから、そういうことも本当は瀬渡し、港があるからよかったですけれども、港のないところだったら、ではどうするのかということも考えなければなりませんから、瀬渡しだとかそういう漁船の活用ですね、一応、緊急の場合で考えられるのではないかなというふうに思います。

あと、その避難場所に観光客の方、それから仕事の方々が避難しておりまして、その人たちが情報とれないというのが一番やっぱり困る問題なのではないかなというふうに思うのですよね。例えば、船に乗って行くべきかどうかという判断も、例えば、次の日にも道路があくのだったら1日待つかということもできますし、その状況判断が、何かさっきいろいろ情報出して、それから模造紙を張って情報開示したというふうになったのは、観光客が既にもういない後なのです。地元の人たちしか残っていない。あとは、キャンパーの人たちが自分たちのキャンピングカーとともにいるものですから、その人たちが港でいたり、食事のときに来たり、そういう人たちのための情報になったのですけれども、そういうことが模造紙に書いて張り出すというのが本当に初日にできたら、私は最高だったなというふうに思います。

ですから、そういうことも今後の対応といいますか、そういうことで考えられるのではないかなというふうに、できるのではないかなというふうに思いますので、できれば、いろいろ初日の方たちは、本当に職員は大変だったと思います。避難してきた人たちの名簿も紙の切れっ端だとか、あとA4の紙だとか、いろいろなさまざまな紙に書いてもらっていましたから、そういうのではなくて、今後やっぱり避難場所には避難者の、何というのでしょうか、それは二日目か三日目にはできてきたのですけれども、そういうものはあら

かじめもう備えておくというようなことをやっぱり今後考えていったほうが、より仕事もスムーズになるし、避難している人たちも不安感がなくなるということもあるのではないかなど、何か切れっ端だとか、そういういろいろな紙に書くと、ちゃんとやっていないのではないかということにも、紛失になる可能性もありますから、そういうことのないようにやっていただきたいなというふうに思います。

食糧については、非常食はその前に1回災害対策本部、岬町のコミュニティーセンターに、17日の前、18日ですね、18日に開設されて、21日がすごい土砂降りの雨だったのです。そのときに職員が食糧を、非常食を運んできたのを私は確認しておりまして、それがそのまま避難所に残っていましたので、当日69人が来ても、全然食糧の心配はしなくてよかったです。食糧についてはよかったのですけれども、岬町のお母さんたちが炊き出しやるかという話になって、その炊き出しをやっていただいて、次の朝です。その次の朝ですね、25日の朝、おにぎりとお吸い物を提供したということで、観光客の方々、それからキャンピングカーでいらっしゃっているの方々、観光客ですね、その方たちがすごく感謝しているのを覚えております。ですから、そういう美談もありましたので、今回はよかったなというふうに私は思っております。

防災無線が、町長、さっきおっしゃったように、小まめに放送されておりましたことに対して、残された孤立した場所の町民は安心感があつたと思います。しかも、第4分団の消防車を借りて、消防署の署員と、それから町の職員と一緒に乗って広報して孤立した場所を広報で回って歩いたのですけれども、よく聞き取れないという声のほうが多かったですね、それは。ですから、一生懸命やってくれたということは、本当に地域の住民も納得していたと思いますし、職員に対する苦情、ほとんど私の耳に聞こえてきませんでしたので、本当にそういう意味でも職員はよくやってくれたなというふうに思います。

最後に、今回、携帯が使えないのにトランシーバーの活用が見られなかったのですけれども、職員間でも連絡とかで必要ではないかなというふうに私は思ったのですけれども、それは今後、誰もが使えるように、トランシーバーを備えるべきだというふうに私は思いました。

最後になりましたけれども、これからすべき課題というのは、やっぱり防災訓練ではないかなというふうに思います。我が町の場合は、津波、地震もそうですけれども、今回、土砂災害、2年前に相泊で起きて2回目なのです。それで避難勧告が出たら、結構、昆布番屋の人たちはすぐに避難するというのもう認識されていて、これはやっぱり日ごろの役場の努力が実っているなというふうに思います。これをやっぱり土砂災害になったときにどうするのかというのは、今回、本当に職員の皆様も記憶に新しいところですから、これをシミュレーションしながら、これが、例えば冬になったらどうなのかとか、そういうようなことをシミュレーションしながら、何がこうで足りなかったかということをよく考えていただいてやっていただきたい。

また同時に、地域の住民も意識しなければならないなと思うのですよね。自主防災を意

識して、やっぱり町内会、消防団との連携を図って、役場の職員だけだとやっぱり来られなかった場合に、たまたま今回、船で渡ってこれましたからいいですけども、役場の職員が来られなかった場合、地域の住民でやっていかなければならないわけですから、そういうことも日ごろ、やっぱり防災訓練のときに地域を守るとか、安全・安心なまちづくりを進めていくためにも啓発を行政のほうで進めていただきたいというふうに思いますが、その辺を町長、どのように思いますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 当然ながら、今までも防災訓練を含めてさまざまな形で行っております。そういった中で、地域の皆さんが御参加をいただいて、意識レベルを上げていくということについては、今後もさらに実施をしていくということには変わりありません。

また、今、高島議員からさまざまな御指摘、御提案をいただきました。そのことにつきましては、確かにこちらで足らなかったこともたくさんあるかと思えます。ただいま高島議員のおっしゃったことが、全て完璧にできれば、こんなすばらしいことはないというふうに思いますが、こういった切迫した状況の中で、できる得る限りのことを今回はやらせていただいたというふうに思いますし、また、町民の皆さんは本当に御理解をいただいて、御努力をいただいた。また、不安もあったでしょうけれども、そんな中で我慢もたくさんしていただいたということで、町民の皆さんには本当に感謝を申し上げたいというふうに思えます。災害時、どうしても普段とは全く違う生活環境に追いやられてしまうということに対して、日ごろより町民の皆様にはそれなりの認識と覚悟をしていただく必要もあろうかというふうに思えます。羅臼町全体は、どこでどんな災害が起きるかわからないという場所ではあることは、多分、町民の皆さん、皆さん認識をされていることだというふうに思えます。ですから、起きたときに動揺をしないで、しっかり我慢するところは我慢していただく、また、努力、協力をいただきたいところには、ぜひ協力をいただきたいということも含めて、今後、防災対策に当たってまいりたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思えます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 先ほどの質問の岬町コミュニティーセンターに69名の避難の方々がいたということで、内訳はという質問でございました。町内が15名、町外が54名となっております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ありがとうございます。

これは住民がただ避難するというだけではなくて、やっぱり自主防衛ということ、防災訓練でも、日ごろ、急にやるといってもやれないことですし、全体通しても、私は町、行政のほうはよくやったというふうに思えます。それは最初に申したとおりでありまして、それはなったときに急に1から10まで、全部正解でやれというのはなかなか不可

能、今の段階だと不可能だと思います。ただ、やっぱりこれから災害ということを入ると、今後、これをこのまま同じようなことをずっとやっていたってだめだと、では何が足りなかったのかということ、やっぱり反省しながら、それでやっぱり安全・安心というものを積み上げていかなければならないと思うのですね。

ですから、そういうところで、ただ、町民だって避難するだけではなくて、その地域を守るためにはどうするかという、つまり組織も必要になってくるのだと思います。それは、先ほど私が言いましたように、役場の職員が来なかったら、ではどうするのかということ、日ごろやっぱり考えておかないと自分たちで自分たちを守れないということになりますので、その辺もやっぱり日ごろ、防災訓練もそうですし、何かの集まりのときも、ぜひその辺を役場のほうからも啓発していただきたい、私はそういうふうに思います。それで、行く行くは町民の安全・安心を、完璧ではないですけども、守っていくということをやったり心がけていくということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、高島讓二君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終了します。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。午後1時30分再開します。

午後 0時27分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第6 議案第48号 羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を  
求めることについて

---

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき、同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、山崎守氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町知昭町431番地15。

生年月日、昭和22年7月1日、69歳でございます。

任期につきましては、平成28年10月1日から平成31年9月30日まででございます。山崎氏につきましては、昭和45年に中標津町立中標津小学校の教諭として勤められてから、標津町、別海町など、管内の学校の教頭、校長として御活躍された経歴をお持ちでございます。平成20年に羅臼町、教育委員会教育指導主幹となられ、平成26年度12月より、現在まで教育長として御尽力いただいております。経験、識見ともに適任でありますので、引き続き任命したいと思いますので、満堂の御賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第48号羅臼町教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

---

午後 1時33分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

ここで、教育長に選任されました山崎守君より、発言の申し出がありましたので、これを許します。

山崎君。

○教育長（山崎 守君） お許しをいただきましたので、ひと言お礼を申し上げます。

ただいま、議員皆様方の御高配により、教育長選任に御同意をいただきまして、再度就任させていただくことになりました。心からお礼を申し上げます。

ただいま選任を受けまして、大変光栄であると同時に、改めて職務の重大さに身の引き締まる思いをいたしております。

平成27年4月から始まった新教育委員会制度のもと、町長の示す羅臼町教育大綱が策定されました。私は、教育大綱実現に向けて、全身全霊、全力を尽くして町長を支え、町民、町のために一生懸命頑張りたいと思います。今後とも、議員の皆様方の一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

---

◎日程第7 議案第49号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求

## めることについて

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、葛西良浩氏。

住所につきましては、目梨郡羅臼町船見町132番地29。

生年月日、昭和48年8月5日、43歳でございます。

任期につきましては、平成28年10月1日から平成32年9月30日まででございます。

葛西良浩氏につきましては、平成6年に札幌スクールオブビジネスを卒業後、札幌東武ホテルに勤務され、平成15年に勤められていた会社を退職され、有限会社木切別漁業に入社されております。平成24年からは、羅臼町社会教育委員も務められておまして、経験、識見ともに適任でありますので、議会の皆様の満堂の賛同を賜りたくお願い申し上げます。

なお、石川委員につきましては、本年9月30日をもって、任期満了となるわけございまして、石川委員におかれましては、8期32年余りにわたって、羅臼町教育委員として御活躍をいただきました。その間、委員長として10年、さらには根室管内の教育連合会の副会長として御尽力をされました。我が町の教育行政に尽くされた功績は大変大きなものがあり、この間の御苦勞と御尽力に対しまして、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第49号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

---

◎日程第 8 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第 8 議案第 4 5 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 5 ページをお開き願います。

議案第 4 5 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算であります。また、この後予定されております議案第 4 6 号、議案第 4 7 号、さらに認定第 1 号から認定第 6 号まで、また報告第 6 号、7 号につきましては、副町長及び担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 5 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成 2 8 年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 1 億 9, 0 3 6 万円とする。

2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 3 款国庫支出金 2 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、2 億 4, 2 7 4 万 4, 0 0 0 円、2 項国庫補助金 2 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、8, 3 5 6 万 8, 0 0 0 円。

内容につきましては、1 点目、社会保障・税番号制度システム整備補助金に 2 3 7 万 4, 0 0 0 円の追加、臨時福祉給付金、事務費補助金が 4 5 万 8, 0 0 0 円の追加、合わせて、この給付金事業に係る補助金 2 3 8 万 2, 0 0 0 円の追加。社会資本整備総合交付金、礼文町町営住宅長寿命化工事の補助金が 5 5 0 万円の減額、児童生徒等に係る健康増進特別事業補助金 2 万 3, 0 0 0 円の追加の内容でございます。

1 4 款道支出金 1 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、1 億 2, 6 7 0 万円、2 項道補助金 1 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、2, 8 7 6 万 7, 0 0 0 円。

内容といたしましては、農地台帳システムの維持管理に対する補助金 1 1 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。

1 8 款 1 項繰越金 2 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、2 8 4 万 3, 0 0 0 円。前年度繰越金で

ございます。

19款諸収入45万7,000円を追加し、2,368万9,000円、3項雑入45万7,000円を追加し、2,328万7,000円。

内容は、町有財産緑町にあります町有財産の倉庫が暴風雨によりまして、屋根が一部破損したことによる災害復旧の共済金でございます。

歳入合計60万円を追加しまして、41億9,036万円でございます。

歳出でございます。

2款総務費461万5,000円を減額し、8億4,648万5,000円、1項総務管理費461万5,000円を減額し、8億1,038万5,000円。

総務費の内容につきましては、長寿命化工事、礼文町町営住宅の工事前倒しによりまして、1,100万円を減額するものでございます。二つ目として、町有財産緑町の倉庫修繕費で91万6,000円の追加でございます。3点目、知床羅臼ブランド認証品のPR物販、あるいは販路拡大に伴う事業費として、109万円の追加でございます。4点目、医療、福祉、介護の移住体験モニター事業の実施に伴いまして、287万7,000円の追加。5点目は、地方公会計整備に伴う固定資産台帳、財務諸表作成に係る経費として、150万2,000円の追加でございます。

3款民生費399万円を追加し、5億2,977万1,000円、1項社会福祉費399万円を追加し、4億3,890万3,000円。

民生費の内容につきましては、1点目、臨時福祉給付金事業で213万9,000円の追加。2点目は、低所得者の障害・遺族基礎年金支給者向けの臨時交付金が70万1,000円追加、障がい者自立支援給付費の27年度交付が決定したことに伴う返還金として115万円の追加でございます。

4款衛生費54万円を追加し、6億6,611万5,000円、1項保健衛生費54万円を追加し、2億7,030万2,000円。

衛生費の内容につきましては、1点目、B型肝炎予防接種が新規に追加されたため、28万円の追加。2点目、墓地の返還に伴う返還金26万円でございます。

8款教育費68万5,000円を追加し、6億1,751万5,000円。4項幼稚園費37万5,000円を追加し、1,605万円。6項保健体育費31万円を追加し、1億2,500万6,000円。

内容につきましては、1点目、春松幼稚園暖房用機器の修繕費用として、37万5,000円の追加。2点目として、給食センター備品の修繕費として、31万円の追加でございます。

歳出合計60万円を追加し、41億9,036万円でございます。それぞれ事項別明細書につきましては、各常任委員会で説明をさせていただきましたので省略をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第45号平成28年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第46号 平成28年度目梨郡羅臼町国民保険事業特別  
会計補正予算

---

○議長(村山修一君) 日程第9 議案第46号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(太田洋二君) 議案の8ページをお願いします。

議案第46号平成28年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,834万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億4,782万7,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

9ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金59万4,000円を追加し、3億3,594万1,000円、2項国庫補助金、59万4,000円を追加し、5,189万9,000円。これは、国保制度の改正に伴うシステムの改修費用に対する補助金でございます。100%補助となっております。

6 款道支出金 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、9, 1 9 6 万 5, 0 0 0 円、2 項道補助金 1 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、8, 2 4 7 万円。これにつきましても、国保制度の改正に伴う事務経費の補助金でありまして、1 0 0 % 補助となっております。

1 0 款 1 項繰越金 3, 7 5 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、3, 7 5 5 万 6, 0 0 0 円。前年度繰越金でございます。

歳入合計は、3, 8 3 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 4, 7 8 2 万 7, 0 0 0 円であります。

続きまして、1 0 ページ、歳出でございます。

1 款総務費 3, 8 3 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、4, 7 0 8 万 3, 0 0 0 円、1 項総務管理費 3, 8 3 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、4, 3 1 7 万 1, 0 0 0 円。歳入で申し上げましたが、国保制度改正に伴う経費として、システム改修費 5 9 万 4, 0 0 0 円と事務費 1 9 万 7, 0 0 0 円で、7 9 万 1, 0 0 0 円。また、繰越金 3, 7 5 5 万 5, 0 0 0 円を、国保財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、国保財政調整基金の総額は、5, 2 5 2 万 9, 0 0 0 円となります。

歳出合計は、3, 8 3 4 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 4, 7 8 2 万 7, 0 0 0 円であります。

以上であります。この補正予算につきましては、9 月 5 日開催の第 3 回羅臼町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 4 6 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 9 議案第 4 6 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 0 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第 1 0 議案第 4 7 号平成 2 8 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） 議案の11ページをお願いいたします。

議案第47号平成28年度目梨郡羅臼町介護健康保険事業特別会計補正予算。

平成28年度目梨郡羅臼町の介護健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,596万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億3,863万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款道支出金44万2,000円を追加し、5,388万4,000円、1項道負担金44万2,000円を追加し、5,234万6,000円。

8款1項繰越金1,552万1,000円を追加し、1,552万2,000円。今回の補正につきましては、過年度分の道負担金に前年度繰越金を加算した額から、この後、歳出で説明いたします償還金の財源分を差し引いた残りの額1,002万9,000円を介護給付準備基金へ積み立てるものでございます。

歳入合計1,596万3,000円を追加し、4億3,863万8,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費1,002万9,000円を追加し、1,374万9,000円。1項総務管理費1,002万9,000円を追加し、1,158万8,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金593万4,000円を追加し、603万5,000円。

歳出合計1,596万3,000円を追加し、4億3,863万8,000円。なお、事項別明細書につきましては、別冊資料に掲載しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第47号平成28年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第11 認定第1号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第12 認定第2号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第13 認定第3号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第14 認定第4号 平成27年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第15 認定第5号 平成27年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第16 認定第6号 平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第17 報告第6号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
  - ◎日程第18 報告第7号 平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 

○議長（村山修一君） 日程第11 認定第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第16 認定第6号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第17 報告第6号平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第7号平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程された認定6件、報告2件について説明をいたします。

議長からお話ありましたとおり、参考資料1の総括表で簡潔に説明をさせていただきます。

すので、よろしくお願ひいたします。

また、説明する数値につきまして、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引額とさせていただきます。

まず、認定第1号の一般会計でございます。

収入済額40億4,876万3,186円、不納欠損額1,440万694円。内容といたしましては、町税の不納欠損でございます。収入未済額1億5,956万1,358円。内容につきましては、税、または税外収入等でございます。

支出済額38億5,139万6,612円、翌年度繰越額6,683万1,560円でございます。4件の事業でございます。歳入歳出差引残額1億9,736万6,574円の黒字でございます。

認定第2号、国民健康保険事業特別会計でございます。

収入済額10億3,815万44円、不納欠損額2,554万3,108円。国民保険税でございます。収入未済額1億2,029万9,023円、税の収入未済でございます。支出済額10億59万4,456円。歳入歳出差引残額でございます。3,755万5,588円でございます。

なお、この会計につきましては、9月5日開催の国保運営協議会におきまして、承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

認定第3号介護保険事業特別会計。

収入済額4億3,277万7,866円、収入未済額1,049万5,417円、保険料でございます。支出済額4億1,725万7,491円、歳入歳出差引残額1,552万375円の黒字でございます。

認定第4号、後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額5,986万1,890円、収入未済額29万3,700円、保険料でございます。支出済額5,962万1,840円、歳入歳出差引残高でございます。24万50円の黒字でございます。

認定第5号、国民健康保険診療所事業特別会計でございます。

収入済額1億3,379万3,994円、収入未済額182万7,965円、診療費でございます。支出済額1億3,319万5,812円、歳入歳出の差引残額59万8,182円の黒字でございます。

この会計につきましても、9月5日開催の国保運営協議会におきまして、承認をいただいておりますことを御報告申し上げます。

次に、2ページをお願いいたします。

認定第6号でございます。水道会計でございます。

収益的収入及び支出。

収入決算額2億5,735万8,882円、支出済みの決算額が1億9,541万3,583円。差引過不足額6,194万5,299円の黒字となっております。

資本的収入及び支出。

収入はございません。支出1億1,815万4,552円。差し引き不足額1億1,815万4,552円の不足となっております。

なお、この不足につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填をしたものでございます。

次に、議案の1ページをお願いいたします。

報告第6号平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

2ページでございます。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率でございます。

27年度決算におきましては、羅臼町全会計において、ただいま申し上げましたとおり、黒字決算となっております。したがって、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、数字がございません。全て早期健全化基準内におさまっているものでございます。実質公債費比率につきましても、前年度より9.1%の比率がありますが、前年度より0.6%下がっているという内容でございます。将来負担比率についても、充当可能財源の増加等によりまして、数字がございません。したがって、全ての比率について、早期健全化基準をクリアしておりまして、該当するものはありませんでした。

次、3ページでございます。

報告第7号平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成27年度決算に基づく資金不足比率でございます。

ただいま、決算でお話ししましたとおり、水道会計においても黒字決算になっておりまして、資金不足を生じておりませんので、健全化比率に該当しませんでしたので、御報告をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第17 報告第6号平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第18 報告第7号平成27年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、その特別委員会に付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

---

午後 2時06分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長より報告をさせます。

○事務局長（松田伸哉君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から宮腰實議員、高島讓二議員、経済文教常任委員会から田中良議員、加藤勉議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選をお願いします。正副議長室をお願いします。

正副委員長互選のため暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に宮腰實君。

以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

田中良君。

○特別委員会委員長（田中良君） 決算特別委員会委員長の田中良です。

ただいま、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成27年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いいたしますように、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11 認定第1号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第16 認定第6号平成27年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

◎日程第19 発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第19 発議第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成28年9月9日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員鹿又政義、同、松原臣、同、小野哲也、同、宮腰實、同、高島讓二、同、田中良、同、加藤勉。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるた

めには、「植えて育てて、とって使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、産地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月9日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第5号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

◎日程第 2 0 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第 2 0 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第 7 1 条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 8 年第 3 回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2 時 1 8 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員